

産業廃棄物処分業許可証

住所 徳島県徳島市国府町観音寺602番地の10

氏名 有限会社佐々木エンジニア
代表取締役 佐々木 誠一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

徳島県知事 飯泉 嘉門



許可の年月日 令和3年7月26日

許可の有効年月日 令和8年6月8日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理 (破碎, 圧縮)

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

破碎: 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, ゴムくず, 金属くず, ガラスくず・コンクリートくず(建築, 採石除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず, がれき類

(以上8種類, 特別管理産業廃棄物, 自動車等破碎物, 石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であることを除く。)

圧縮: 廃プラスチック類, 紙くず, 繊維くず, ゴムくず, 金属くず

(以上5種類, 特別管理産業廃棄物, 自動車等破碎物, 石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であることを除く。)

2. 事業を行う全ての施設

事業場のとおり

3. 許可の条件

2に掲げる施設の稼働は, 午前8時から午後5時までの8時間以内とする。

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成18年6月9日 新規許可
- 平成20年10月27日 変更許可 (金属くず, ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず, がれき類の追加)
- 平成23年6月13日 更新許可
- 平成28年6月27日 更新許可
- 令和3年7月26日 更新許可
- 令和4年11月15日 変更届出 (圧縮施設の追加)
- 令和5年2月8日 変更許可 (紙くず, 繊維くず, ゴムくず, 金属くずの圧縮の追加)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無